

なくそう差別 築こう明るい社会

陽だまい

～社会情勢の変化を踏まえた人権教育の推進～
【特集 インターネットと人権侵害】



鹿児島県教育委員会

はじめに

各学校においては、これまでも平成20年3月に文部科学省が作成した人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（以下〔第三次とりまとめ〕）を積極的に活用し、人権教育の着実な進展が図られてきました。その後〔第三次とりまとめ〕から10年以上が経過し、この間、国際社会の動向や国民の意識や社会情勢は大きく変化していることから、令和3年3月、〔第三次とりまとめ〕を補足するものとして、文部科学省から〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料（以下【補足資料】）が示されました。

社会情勢の変化とともに到来しつつあるSociety5.0時代は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことができる社会」とされています。【補足資料】では、このような社会を実現するためには、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することが必要不可欠であり、学校における人権教育が重要であることが述べられています。

そこで、本資料は、【補足資料】の内容を踏まえ、学校における指導方法等の充実を図るために、これまで大切にしてきた教職員の基本姿勢「M o m」で進める人権教育の推進に関連付けてまとめました。

また、喫緊の人権問題として、インターネットにより生活の利便性が向上した一方、匿名性や情報発信の容易性、拡散性等を悪用した誹謗中傷やプライバシーの侵害が増加し、ネット上のいじめや外国人や同和問題に対する差別的書き込み等の事案が発生しています。今回の特集では「インターネットと人権侵害」をテーマに取り上げ、インターネットとの正しい関わり方や学習指導要領に盛り込まれている情報モラル教育を支える人権教育についてまとめました。

各学校においては、本資料を幅広く活用し、人権尊重の視点に立った学校・学級づくりの取組が更に推進されることを期待しています。

目 次

・ 社会情勢の変化を踏まえた人権教育の推進	1
・ M o mとは	2
I M o mによる人権教育の推進	3
1 人権教育の充実を目指した教育課程の編成	3
2 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり	6
3 人権尊重の理念に立った生徒指導	8
II 人権教育をめぐる社会情勢	9
1 國際社会の主な動向	9
2 国内の個別的な人権課題の主な動向	10
【特集】インターネットと人権侵害	17
1 我が国のインターネットをめぐる状況	18
2 インターネットに起因する人権問題	20
3 情報モラル教育を支える人権教育	24

人権課題別の人権教育・啓発の推進方策一覧

社会情勢の変化を踏まえた人権教育の推進

人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕 平成20年3月

社会情勢の変化を踏まえた
人権教育の推進



あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、人権尊重の精神を涵養することが必要不可欠です。



〔第三次とりまとめ〕では、「人権教育は最重要課題」、「生命を尊重することは何よりも大切」、「様々な人権課題の視点」などが示されています。

《人権をめぐる国際社会の動向》

- 人権教育のための世界計画
⇒第4フェーズへ(2020-2024)
「若者」を重点対象、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会と多様性の尊重に力点を置く計画
- 持続可能な開発のための2030
アジェンダの国際目標(SDGs)
⇒土台には人権
「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現など

〔第三次とりまとめ〕策定から10年以上が経過

《国民の意識や社会情勢の変化》

- 自然災害の多発
- 新たな人権課題の顕在化
- 先端技術の目覚ましい進展
- 経済効率性追求の破綻
- グローバル化
- 人口減少社会
- 格差社会
- 値値観の変容
- ライフスタイルの多様化など



《人権をめぐる国内の動向》

- 個別的な人権課題の立法措置
 - ・部落差別解消推進法
 - ・障害者差別解消法
 - ・ヘイトスピーチ解消法
- 鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)
- 鹿児島県人権尊重の社会づくり条例など

複雑化・多様化した
予測困難な時代

〔第三次とりまとめ〕の活用による人権教育の着実な進展

《学校をめぐる状況の変化》

- 学習指導要領の改訂
- 生徒指導提要の改訂
- 学校における働き方改革
- GIGAスクール構想
- いじめの種類や不登校の要因の複雑・多様化など



人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について
〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～ 令和3年3月

社会情勢がどんなに変わろうとも、学校における人権教育の指導方法等は、その理念や内容自体は変わるものではありません。



引き続き、Momによる人権教育の推進！

Momとは

Mitumeru omoiwomegurasu mukiau
「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」の
ローマ字の頭文字を使ったキャッチフレーズ「Mom」

児童生徒一人一人を温かいまなざしで見つめ、そのよさや可能性を伸ばそうとする教職員の姿は、児童生徒に安心感や自信をもたせ、お互いのよさを認め、支え高め合うような雰囲気を作り出します。人権教育を推進する上で、教職員は人権教育の環境そのものであり、児童生徒の生き方に大きな影響を与える存在でもあります。そこで、本県では、教職員が児童生徒に向こう基本姿勢を「見つめる 思いをめぐらす 向き合う：Mom」として人権教育に取り組んでいます。

Momとは

M

授業中、集中できない様子だな。何か心配ごとでもあるのかな。他の先生にも様子を聞いてみよう。

見つめる

O

子どもの話を聞くと最近、友達と行き違つておらず、笑顔の奥に悩みがあることが見えてきた。

思いをめぐらす

m

行き違いの原因を探るために、他の子どもの話を聴いて、学級全体で、課題解決に取り組もう。

向き合う

◆ 子どもの事実を知るために「見つめる」

子どもの気持ちは態度や行動に表れます。子どものちょっとしたつぶやきや口癖、しぐさなど、ささいな変化でも「あれ？」と気付くことができるよう、日頃から子どもに共感する力や見えないとこまで想像するイマジネーション力を高めて、子どもをしっかりと「見つめる」ことが大切です。子どもの気になる様子や行動に気付いたら、一人で抱えるのではなく、教職員間で情報を共有し全員で関わることが必要です。

◆ 子どもの気持ちに「思いをめぐらす」

子どもに寄り添うためには、子どもの思いや願いを受け止められなければなりません。子どもに対して受容と傾聴の姿勢で関わり、情報収集力を高め、子どもの言動の原因（背景）を探ることが大切です。子どもは、過去の体験や家庭生活等の影響を受けています。家庭との連携、家庭訪問、過去の担任や養護教諭等、他の職員や関係機関等との連携も不可欠です。

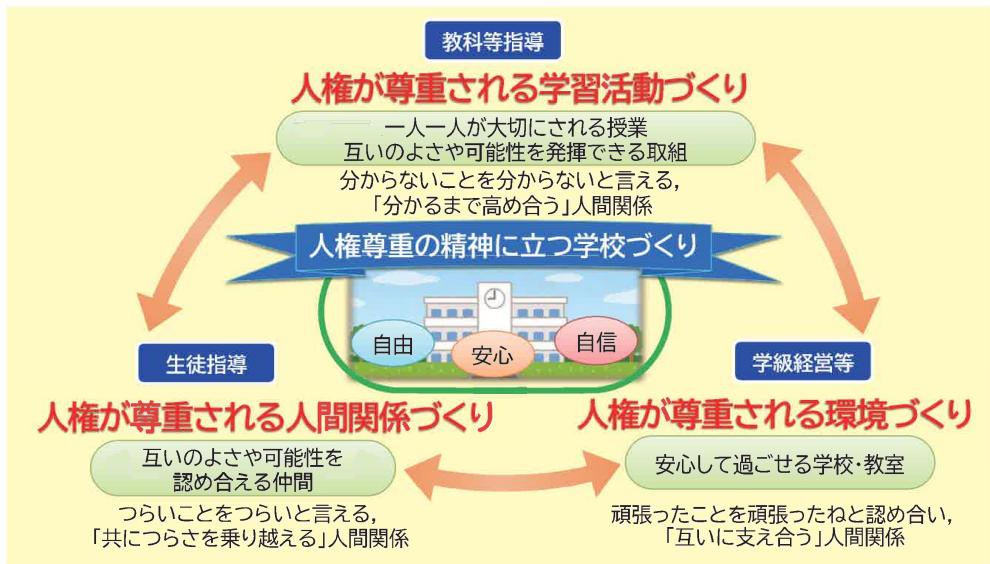
◆ 子どもから見えてきた課題に「向き合う」

子どもから見えてきた課題を取り除いていかなければ子どもの現状は変わりません。一人で対応せず、チームで対応することが大切です。子どもと一緒に課題に向き合うことが子どもや家庭の安心感につながります。教職員の問題解決力や指導力を高めて、共有体験の場の設定と感情の共有を継続し、子どもの自尊感情を高めることが必要です。

※ 平成29年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」（P.6参照）

I Momによる人権教育の推進

学校における人権教育の指導方法等は〔第三次とりまとめ〕で言及されていますが、その理念や内容自体は変わるものではありません。学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立つ学校づくりを進めていくことが大切です。



I Momによる
人権教育の推進

1 人権教育の充実を目指した教育課程の編成

今回改訂された学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程の実現」、「カリキュラム・マネジメントの推進」、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を目指しており、初めて設けられた前文には、個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重といった人権教育と関係の深い言葉が列記されています。

【学習指導要領前文から】

一人一人の児童(生徒)が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること

前文に書かれていることは、人権教育とも密接に関連しています。



(1) 社会に開かれた教育課程の実現

「社会に開かれた教育課程の実現」は、社会の良識の根幹を支える営みである人権教育と密接な関連があります。人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとすることが必要です。また、学校における人権教育は、家庭、地域、関係機関等の人々など多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に發揮できます。こうしたことば、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、「社会に開かれた教育課程の実現」につながるものです。

(2) カリキュラム・マネジメントの推進

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなります。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要です。また、学校における人権教育の推進体制を確立し、学期ごとに点検・評価を行い、次年度の指導計画を見直すことも重要です。こうしたことから人権教育においても、カリキュラム・マネジメントを推進することが大切です。

以下は、人権教育の全体計画、年間指導計画等の作成に当たってのポイントを示したものです。

○ 人権教育の全体計画

人権教育の全体計画の作成に当たっては、学校・地域の特色を生かした取組や、様々な人の交流活動、ボランティア活動をはじめとした体験活動等の在り方を示すこと等が考えられます。その際、学校における教育目標全体の中での位置付け等を明確にし、発達段階に相応した目標設定が必要です。

小学校：体験・交流活動を通して、児童が自分で「ふれる」、「気付く」こと

中学校：他者に「気付く」ことを確かな認識に「深める」こと

高等学校：自分自身の生き方と関連させ、解決に向け地域社会に「発信する」、「行動する」こと

○ 人権教育の年間指導計画

人権教育の年間指導計画の作成に当たっては、身近な人権問題を扱った学習や、例えば社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動、様々な人たちとの交流活動等を取り入れ、その計画を示すことなどが考えられます。その際には、児童生徒が自ら課題に気付き、人権問題に直面したときに「おかしい」と直感したり、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じたりすることができるよう、多様な教育活動の中で人権教育の視点からの工夫を行うことが大切です。

人権同和教育年間指導計画(例)												
(第2学年)												
重点目標	・日常生活の中の差別や偏見の不合理さを見抜き、みんなで協力して差別や偏見をなくそうとする力を育てる。 ・自分の気持ちを見つめるとともに、他の人の考え方や気持ちが分かる想像力や共感的に理解する力を育成する。											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国 語	手紙・メール 心をこめてわかりやすく											
社 会	江戸幕府の成立と鎮西幕府の発達と 江戸時代の身分制度の学習を通して、自分たちの日常の生活に重ねて、差別の不合理さを考え、生き方を見つめられるようにしました。											
道 德	友情・信赖 長 き 【道徳】 4月当初、全学年に内容項目「友情・信赖」を位置付け、仲間意識をもてるようにしました。 【総合的な学習の時間】 人権旬間に合わせて、人権作文を綴り、お互いの思いを伝え合う人権作文発表会を設定しました。 希望と勇気、努力と強い意志											
総合的な学習の時間	バリアフリーの町づくり ボランティア体験学習 SDGsと人権 人権作文発表会 【学級活動】 学級開きで、自尊感情を高め、仲間づくりを進めるために、参加型学習（頭文字自己紹介、リフレーミング）を取り入れました。 【学校行事】 修学旅行に向けて、仲間づくりのゲームを取り入れた活動を行い、お互いの気持ちを知り合い、協力する楽しさを味わわせました。											
特別活動	学級目標と組織づくり 家庭訪問 組織づくり	不安や悩みの傾聴 の受け け方	いじめ問題 の話作り	議論の話 の話	いじめ撲滅宣言	自分や友達のよさ	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言
学校行事	教育相談 職場体験学習	人材育成会 の会	修学旅行	県民運営会	県民運営会	【家庭・地域との連携】 11月の県民週間に、子どもの自尊感情を育むための関わり方や、人権問題、情報モラルに関する講演会等を行い、保護者の意識を高めるようにしました。	人権週間に 関する図書 の展示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示
生徒会活動	生徒会入会式 組織づくり	生徒会 の会	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言	いじめ撲滅宣言	【環境・整備等の工夫】 国の人権週間に合わせて関連図書の展示とともに、標語やポスターの掲示を行い、人権に対する意識を高めることをしています。	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示
環境・整備等の工夫	PTA PTA総会 家庭訪問	家庭教育学級開講式 の会	日頃の教育	日頃の教育	日頃の教育	【家庭・地域との連携】 11月の県民週間に、子どもの自尊感情を育むための関わり方や、人権問題、情報モラルに関する講演会等を行い、保護者の意識を高めないようにしました。	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示
家庭・地域との連携	PTA PTA総会 家庭訪問	家庭教育学級開講式 の会	日頃の教育	日頃の教育	日頃の教育	【環境・整備等の工夫】 国の人権週間に合わせて関連図書の展示とともに、標語やポスターの掲示を行い、人権に対する意識を高めることをしています。	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示	個人目標の 掲示

○ 取組の点検・評価

学校としての取組の点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要です。

また、人権教育を推進する上で、教職員は人権教育の環境そのものであり、このことを自覚し、Momを踏まえた経験年数や職種に応じた資質・能力を高めていくことが大切です。

以下は、Momの到達目標である「MomGs（モムジーズ）」を活用した教職員向けの点検・評価の例です。経験年数や職種に応じた資質・能力を高めていきましょう。

教職員による点検・評価（例）

※4段階評価

資質・能力	評価項目	評価
M 人権感覚を磨くには	共感する力	児童生徒の発する言葉や表情・しぐさ等から、心の辛さを感じ取り、その児童生徒に寄り添い、受容と傾聴の姿勢で関わることができる。
	イマジネーション力	日頃と違う児童生徒の些細な変化に気付き、生じる可能性のある様々な人権侵害の状況を予想することができる。
	特定職業従事者としての自覚	名簿、連絡網、写真の掲載、成績等、個人情報の取り扱いには十分配慮している。
		配慮や支援を要する児童生徒への支援について共通理解を図るとともに、適切な支援を行っている。
O 深めるには 人権に関する知的的理解を	人権に関する情報収集力	家庭訪問等の機会をとらえて、家庭や地域の意識・関心・要望や児童生徒の実態等を的確に把握し、教育活動に反映させている。
		人権侵害事象に対して、情報を収集・整理し、関係機関等と連携して、解決の方向性を探ることができる。
	法律・用語等の習得・活用	人権に関する法律・用語等の意義や内容について理解を深めるとともに、法律・用語等を身近な人権課題の解決に活用できる。
	個別の人権課題の認識	様々な人権課題※についての正しい理解と認識を深めている。 ※鹿児島県人権教育・啓発基本計画に示された12課題
		様々な人権課題を身近な生活と結びつけて理解できるようにするための教材や研修の工夫を行っている。
m 力を身に付けるには 人権を守る実践的な行動	問題解決力	人権侵害事象の実態を的確に把握し、課題解決を図るために方法を練り、他の教職員と連携して解決を図ることができる。
	指導力	仲間はずれ、嫌がらせ、差別用語、暴言、失敗を笑うなどの人権侵害事象を見逃さず、毅然とした態度で諭すことができる。
	人権意識・意欲・態度	言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない環境づくり（言葉づかいや掲示物等）を行っている。

※ 令和2年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」（P.21～P.25参照）

(3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

人権教育の指導方法の基本原理は、児童生徒の「協力」、

「参加」、「体験」を中心とした、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことです。こうした学習は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものです。

【協力して教え合う学習の様子】



※ 令和3年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」（P.8参照）

（南さつま市立金峰中学校）

2 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

学校生活全体において人権が尊重される環境づくりを進めていくためには、教職員の役割が重要です。教職員には、自らの人間性や創造性を高め人権感覚を培い、教育活動に生かすことが求められています。

人権教育を推進する観点でも、学校における働き方改革の取組が必要です。



教職員は、的確な児童生徒理解の下、児童生徒の思いを受容と傾聴の姿勢で聴く、明るく丁寧な言葉かけを行うなど、個々の児童生徒の大切さを改めて自覚し、一人の人間として接していくかなければなりません。特に、児童生徒が多くの時間を過ごす学級の中で、自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していくためにも、M o mで進める「仲間づくり」が大切です。児童生徒の持っている力を最大限に引き出し、生かし、さらに高めていけるよう、日常生活や授業、学校行事等を通して、「M o mによる人権教育」を進めていきましょう。

ここでは人権教育で大切にしている「仲間づくり」の例を示します。

「仲間づくり」とは、お互いの考え方や気持ちを伝え合い、分かり合うことを通して、信頼を深め、互いに支え合い、差別や偏見を許さず、なくしていくことをつくることです。

Mom で進める「仲間づくり」(例)

1 前年度の子どもの実態を把握する。

- 幼稚園・保育園、小学校、中学校や関係機関等との連携
- 具体的な関わりや今後の課題、周りの子どもとの様子等

2 子どもとの出会いを大切にする。

- 学級開き（学級目標やルールづくり等）
- 学校のルールの確認

集団生活のルールや学級目標をみんなで話し合って決めたり、振り返る時間を設けたりすることで、安心して過ごせる学校づくりや学級づくりにつながります。

3 子ども同士の人間関係を把握する。

- 日常の積極的な声かけや観察
- 教科担任や養護教諭、部活動の顧問等、職員との連携
- 学校生活やいじめ問題等に関するアンケートや「学校楽しいーと」の活用
- 教育相談や家庭訪問等

[言葉づかいのルールづくり]



(霧島市立向花小学校)

[みんなでつくった学級目標]



(出水市立大川内小学校)

[相手を大切にした聞き方ルール]



(いちき串木野市立照島小学校)

- 4 子ども同士の思いをつなぐ日々の取組を継続する。
- 朝の会、帰りの会等で自他の「がんばったこと、心が温かくなったこと、うれしかったこと、くやしかったこと」等の発表
 - 生活日記の紹介
 - 班活動（授業中のノートやワークシートに綴られた思いや願いをもとにした相互理解）

[いろんな気持ちの仲間分け]



(南種子町立西野小学校)

- 5 自他の大切さが実感できる取組を工夫する。
- 自分を見つめて、伝え合い、認め合う活動（リフレーミング、アサーショントレーニング等）
 - 教科等におけるペア、グループ活動
 - いじめ問題について考える学習

[いじめ問題について考える週間の LHR]



(県立奄美高等学校)

6 教職員同士をつなぐ。

- 課題のある子どもを中心に据えた事例研修等、課題の共有、取組の交流
- 教職員同士の互いを尊重し合う人間関係づくり
- 校種間の連携（授業研究や合同研修会等）

学級の課題を、学年や学校全体で共有して取り組むことや校種を越えた授業研究や合同研修会等を行うことは、系統的・継続的な人権教育の実践につながり、一人一人の子どもの育ちをつなぐことになります。

[短所を肯定的に捉えるリフレーミング]



(南さつま市立大笠中学校)

7 保護者同士をつなぐ。

- 学級通信、学年通信、学校だより等で子どもの様子を紹介
- 学級PTAや学年PTA、家庭教育学級、教育講演会で、人権に関する研修等の実施

[授業を通した小中連携合同研修]



(南大隅町立第一佐多中学校)

8 次の学年へつなぐ。

- 年間を通しての取組や子どもの様子の引継ぎ
- 子どもや保護者の思いや願いの共有



各学校では、個人情報を慎重に取扱うなどの配慮が必要です。特に、人権教育においては、自分について語る等の活動を含めプライバシーに関わる内容があることから、発達段階に応じて、他人の情報を保護することや、自分の情報を自分でコントロールするための知識とスキルを身に付けさせることが大切です。

3 人権尊重の理念に立った生徒指導

学校における人権教育を進めていく上で、生徒指導の果たす役割は大変重要です。

生徒指導提要の中には、「生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」と示されています。生徒指導の活動は、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育成し、学校において一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育の活動と密接な関係があることを意識することが必要です。

生徒指導には「成長促進的指導」、「予防的指導」、「課題解決的指導」の3つの側面があります。課題解決的な生徒指導は、暴力行為やいじめなど、人権侵害につながる問題解決に寄与することから、継続的かつ着実な取組が求められます。

児童生徒の成長を促す指導や予防的な指導があることを認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力を育むことができます。こうした視点を踏まえ、生徒指導と人権教育の相乗効果を図っていくことが重要です。



M 見つめる

O 思いをめぐらす

なお、人権侵害につながる問題である、いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが大切です。さらに、問題発生の要因・背景を多角的に分析し、加害者とされる児童生徒の抱える問題等への理解を深めながら、その行った行為に対しては、毅然とした姿勢で目前の問題行動に対応する課題解決的な指導を行うことが重要です。



m 向き合う

【補足資料】には、校則に基づいた生徒指導や運動部活動の指導を行う場合の留意点として、次のことが示されています。

○ 校則に基づいた生徒指導

- ・ 校則に対する理解を深め、自分たちのものとして守っていこうとする態度や主体性を培う機会を設けること
- ・ 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化しているため、校則の内容は積極的に見直す必要があること など

○ 運動部活動の指導

- ・ 生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりする発言や行為は許されないこと
- ・ 生徒のリーダー的な資質や協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成を図ること など



人権教育と生徒指導の密接な関係を意識し、相乗効果を図るには、教職員の基本姿勢「Mom」で、つらいことがつらいと言える、「共につらさを乗り越える」人間関係づくりを進めることが大切です。

II 人権教育をめぐる社会情勢

1 国際社会の主な動向

1994(平成6)年の第49回国連総会で、1995(平成7)年から2004(平成16)年を「人権教育のための国連10年」と決議し、世界各国において人権教育が推進されるよう「人権教育のための世界計画」が採択されました。世界計画では数年ごとの段階(フェーズ)を決め、行動計画が策定されています。現在は第4フェーズとなっており、「若者」を重点対象として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会と多様性の尊重に力点が置かれています。

人権をめぐる国連の動き

1995(H7)年	人権教育のための国連10年 (～H16)
2004(H16)年	人権教育のための世界計画
2005(H17)年	第1フェーズ行動計画(～H21)
2010(H22)年	第2フェーズ行動計画(～H26)
2011(H23)年	人権教育及び研修に関する国連宣言
2015(H27)年	第3フェーズ行動計画(～R元) 持続可能な開発のための2030アジェンダ
2020(R2)年	第4フェーズ行動計画(～R6)

人権をめぐる国・県の動き

H9(1997)年	人権擁護施策推進法(5年間限法)
H12(2000)年	人権教育・人権啓発推進法
H14(2002)年	人権教育・啓発に関する基本計画
H16(2004)年	鹿児島県人権教育・啓発基本計画 〔第三次とりまとめ〕
H20(2008)年	いじめ防止対策推進法
H25(2013)年	子どもの貧困対策法
H26(2014)年	障害者差別解消法
H28(2016)年	ヘイトスピーチ解消法
R2(2020)年	部落差別解消推進法
R3(2021)年	鹿児島県人権教育・啓発基本計画 (2次改定) 〔第三次とりまとめ〕補足資料

2011(平成23)年、「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。その後、2015(平成27)年の国連総会では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このなかの「持続可能な開発目標(SDGs)」の土台に人権が据えられており、世界ではSDGsの達成に向けて様々な取組が進められています。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」からの抜粋

- すべての人々の人権を実現
- 我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに對して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く
- 我々は、世界人権宣言及びその他人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する

持続的開発の中心的要素として人権が確認された意義は大きいと言えます。



 学習指導要領では、前文や総則で「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても関連する内容が盛り込まれています。SDGsを授業で取り扱い、その中にちりばめられている人権に関する内容を学習することも、人権教育の一つの取組となります。

2 国内の個別的な人権課題の主な動向

〔第三次とりまとめ〕の策定以降、我が国においては、基本的人権の保障を基本理念に掲げる日本国憲法や、批准を行った国際規範に基づき、国際的な動向と連動して、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」をはじめとする個別の人権課題に関する法律が施行されました。学校では、こうした情勢の変化を踏まえ、人権教育を推進していく必要があります。

(1) 子どもの人権

個別的な人権課題の中でも、学校にとって最も関わりが深いのは子どもの人権です。特に、いじめ、不登校、児童虐待等、子どもをめぐる状況は深刻化しており、それに伴い法律等の整備が行われてきました。

いじめ

- ・いじめ防止対策推進法

平成25年公布

- ・いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)

平成25年策定、平成29年改定

鹿児島県は、平成26年に、「県いじめ防止基本方針」を策定し、平成29年に改定しています。

※改正年は、直近のもの(以下同じ)



いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、法に基づき適切に対応することは当然ですが、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めることで、いじめを許さない学校・学級の雰囲気を作り上げることが重要です。

いじめを生まない
学級づくりのポイント

- ◆自尊感情の育成
- ◆共感的・支持的な人間関係づくり
- ◆集団としての問題解決力の育成

不登校

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）

平成28年公布

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（文部科学省）

平成29年策定

令和2年度の本県における不登校の児童生徒数は、2,989人であり、喫緊の課題となっています。



不登校は、子どもの教育を受ける権利の保障という面で、子どもの人権と関係があります。取り巻く環境によって、不登校はどの児童生徒にも起こり得るものです。基本指針には、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが示されています。また、支援に際しては、不登校児童生徒の意思を十分に尊重し支援すること、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮することなども示されています。

児童生徒にとって、学校が安心感、充実感を得られる活動の場となるよう、魅力あるよりよい学校づくりを推進することが重要です。

児童虐待等

・児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待防止法)

平成12年公布、令和2年改正

・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法)

平成11年公布、平成26年改正

教職員には、虐待の早期発見努力及び通告の義務があります。(児童虐待防止法第5条、6条)



近年、児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しています。子どもの生命が奪われるなど重大な事案も発生しており、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

また、児童虐待のほかにも、児童に対する人権侵害として、児童買春や児童ポルノがあります。子どもの性被害を防止するため、「児童買春・児童ポルノ禁止法」により取締りが強化されるとともに、流通・閲覧防止対策や被害児童の早期発見・支援に向けた様々な取組が行われています。

学校においては、児童虐待等の早期発見のためには、あらゆる場面において一人一人の表情やつぶやきを捉えるなど、基本姿勢「M o m」で関わることが大切です。

(2) 子ども以外の個別的な人権課題

子ども以外の個別的な人権課題を扱う場合は、子どもと同様、これらの人権課題に関わる当事者の人権の保障を前提として、人権教育を進める必要があります。

[第三次とりまとめ] 策定以降の情勢の変化について、立法措置などを時系列で整理しました。実践例は、文部科学省の人権教育推進事業等の取組によるものです。

北朝鮮当局による拉致問題

平成14年の「人権教育・啓発に関する基本計画」には、北朝鮮当局による拉致問題等は盛り込まれていませんでしたが、平成23年に同計画の一部が変更され、個別的な人権課題として新たに追加されました。拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、喫緊の国民的課題として関心と認識を深めていくことが大切です。

《実践例》 北朝鮮当局による拉致問題等【高等学校1年生】

- ・ アニメ「めぐみ」を視聴する。
- ・ 自分たちにとって身近で大切な人権課題であることを感じられる教材をもとに、拉致によって奪われた権利について考える。
- ・ 拉致問題の実態や歴史をより深く具体的に学び、自らの課題として深く考える。



© 政府拉致問題対策本部

発達段階に即した学習に特に留意し、拉致問題に関する理解を深めると同時に、北朝鮮の人々への新たな偏見や差別を生まないようにすることが大切です。

障害者

- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
平成23年公布
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
平成25年公布

障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け制定されました。



障害のある人への差別の解消に向け、自立や社会参加を阻むバリア（社会的障壁）についての正しい理解を深めるとともに、意識上のバリアをなくす「心のバリアフリー」を育むことが大切です。

学校においては、障害のある全ての児童生徒等への合理的配慮の提供に取り組む必要があります。その際、本人・保護者からの申出内容を基に、課題の把握をした上で、組織として対応することや、丁寧な合意形成に努める必要があります。

《実践例》障害者【中学校2年生：総合的な学習の時間】

- ・車椅子に乗ったり介助されたりする経験を通して、相手の状況や気持ちを考えて言葉をかけたり行動したりすることについて考える。
- ・パラスポーツ体験（車椅子バスケット、ボッチャなど）を行い、障害者との関わり方について考える。

教育活動全体を通じて、障害のある人に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を進めることが大切です。

刑を終えて出所した人

- ・再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）
平成28年公布

刑を終えて出所した人の再犯を防止することは、個別的な人権課題の一つである「犯罪被害者等」にも関係しています。



刑を終えて出所した人やその家族に対する差別等が発生しています。社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と周りの人々の理解と協力が必要です。

《実践例》刑を終えて出所した人【中学校3年生：道徳】

- ・刑を終えて出所した人を扱った教材を読む。
- ・刑を終えて出所した人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、周囲の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、社会復帰を目指す人達にとって厳しい現実があることにについて考える。

学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮することが大切です。

外国人

- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）
平成28年公布

ヘイトスピーチに
係る指導につい
ては、本資料のP.23に、
関連内容を掲載して
います。



ヘイトスピーチの解消に向けて、文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくすことが必要です。

同和問題（部落差別）

- ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
平成28年公布

同和問題（部落差
別）に係る指導につ
いては、本資料の
P.22に、関連内容を
掲載しています。



同和問題の解決を図るため、昭和44年から33年間、法に基づき、地域改善対策を行ってきました。しかしながら、インターネット上の差別的書き込みやえせ同和行為等の事案は依然として存在していることから、平成28年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が公布されました。

本法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化に伴う部落差別に関する状況に変化が生じていることから、部落差別を解消することが重要な課題であるとして制定されました。部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的に、特に第5条において、部落差別の解消に向けた教育及び啓発を行うことが規定されています。

インターネット

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット整備法）
平成12年公布、平成29年改正
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）
平成13年公布、令和3年改正

「インターネットと人権侵害」に
ついては、本資料のP.17以降に
関連内容を掲載して
います。



インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害について、より円滑に被害者救済を図るために、令和3年「プロバイダ責任制限法」が改正されました。これまで発信者を特定するには2回の裁判手続を経ることが必要でしたが、この改正により、発信者情報の開示を一つの手続で行うことが可能となりました。

アイヌの人々

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）

平成31年公布、令和3年改正

これまでの文化振興や福祉政策に加え、地域、産業、観光などの振興を含めた施策が進められています。



アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実や取組の推進が必要です。

人権教育で扱う場合には、こうした観点を踏まえ、アイヌに関する理解を深めることが大切です。

《実践例》アイヌの人々【小学校6年生：社会】

- ・日本国憲法の前文や関係資料から、国民主権の考え方や国民が政治に参加する制度を読み取り、暮らしの中の権利や義務について調べる。
- ・子どもの権利条約から、社会の変化に伴って新しく考えられるようになった基本的人権について学習する。
- ・アイヌ文化やアイヌの人々への偏見や差別についての資料を読むことで、これまで自分たちが気付かなかった問題や基本的人権に対する自分の考えをもつ。



イメージ
アイヌの歴史・文化を学び伝える
ナショナルセンター「ウポポイ」



アイヌ古式舞踊

【提供：公益財団法人 アイヌ民族文化財団】

アイヌの人々については、社会科等において取り上げられており、基本的人権の尊重に立った教育を推進することが大切です。

ハンセン病患者・元患者・その家族

- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題解決促進法）

平成20年公布、令和元年改正

- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

令和元年公布

ハンセン病療養所入所者や社会復帰者の家族561人が、隔離政策により偏見や差別の対象にされたとして国家賠償請求を求めました。



ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別は、今なお社会に根深く残っています。この偏見や差別を解消するには、ハンセン病に関する正しい知識と、おかれていた現実を理解することが必要です。

《実践例》ハンセン病患者等【小学校：道徳、学級活動】

- ・差別を許さない感性を育てるため、ハンセン病についての正しい知識を身につけ、差別の現実と自分とを重ねて考える。
- ・ハンセン病問題の歴史を知ったり、ハンセン病患者等の思いを聴いたりすることで、差別のない社会を目指すために自分たちでできることについて話し合う。



厚生労働省パンフレット 法務省人権啓発動画

過去にハンセン病の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要です。

新型コロナウイルス感染症

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法
平成24年公布、令和3年改正

新型コロナウイルス感染症及びワクチンの接種に関する誤解や偏見に基づく不当な差別は許されません。



児童生徒が差別や偏見を受けることなく、安心して生活を送るために、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動がとれるように指導することが大切です。

《実践例》新型コロナウイルス感染症 令和3年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」(P.10参照)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対して、自分たちが気を付けていることを出し合う。
- ・ 感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別につながる行為があることを知り、新型コロナウイルス感染症に関する適切な対応を確認する。
- ・ 身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種できなかったり、接種を望まなかったりする人もいることを理解する。



文部科学省新型コロナウイルス感染症に係る啓発動画

指導の際は、次の4点のポイントが大切です。

- ①正しく理解する
- ②不安や悩みを一人で抱え込まない
- ③相手の気持ちを想像する
- ④負の連鎖を断ち切る

また、ワクチン接種の有無による新たなじめや差別を生み出さないようにすることが大切です。

(3) 発達段階等を踏まえた個別的な人権課題の指導について

学校教育においては、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、各学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題等を選び、時機を捉えて効果的に学習を進めていくことが必要です。教科等の学習の中で、個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、当該教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが大切です。



個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等がいることも想定されます。学習で扱う内容や表現等に対する児童生徒の反応に留意するとともに、日頃からMomによる児童生徒の理解に努め、保護者の願いを把握し、家庭・地域等と連携を図ることが大切です。

一方、教職員の不用意な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要があります。

(4) 鹿児島県における人権教育をめぐる動向等

鹿児島県では、平成16年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定し、平成23年の一部改定を経て、様々な方策等を推進してきました。令和2年3月には、インターネットや性的指向及び性自認等に係る人権問題など、社会情勢の変化や法律の制定を踏まえ、基本計画の2次改定を行いました。

人権教育・啓発には、人権の普遍性の視点からのアプローチと、具体の人権課題を通じた個別的な視点からのアプローチを関連させながら、人権に関する知識や理解を深め、課題解決に向けた実践的な態度を培うことが求められます。

P.37には、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」で示されている人権課題別の人権教育・啓発の推進方策一覧を掲載しています。



本県では、令和3年度に人権に係る2つの条例を制定しました。これらの条例や基本計画には、学校での関わりが重要であることが明記されており、このことを踏まえて、人権教育の推進を図っていく必要があります。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

《目的》

人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策、人権施策を総合的に推進することによって、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的として、本条例が制定され、令和4年3月に公布、施行されています。

《条例の構成》

○ 前文

第1条 目的

第2条 県の責務

第3条 県民及び事業者の責務

第4条 市町村への要請及び支援

第5条 差別のない社会づくりに向けた取組

第6条 基本計画の策定

第7条～第12条 (省略)

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

鹿児島県犯罪被害者等支援条例

《目的》

犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として本条例が制定され、令和3年12月に公布、施行されています。

《条例の構成》

I 総則

第1条～第12条 (目的、定義ほか)

II 犯罪被害者等支援に関する基本的施策

第13条～第21条 (省略)

第22条 学校における教育及び支援

第23条～第25条 (省略)

第22条 県は、学校において、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止の重要性等について理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が児童又は生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じた十分な配慮を行うよう努めるものとする。